

平成24年度総務部税務課執行目標達成状況表

番号	執行目標項目及びその内容	目標とする指標 (具体的な数値・内容)	達成 状況	達成済の結果及び未達成の場合はその理由と取組のプロセス
1	<p><b>システム改修・職員資質の向上（市民税係）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹システム（共同化システム）の更新に伴い判明した問題点等を検証すると共に、国税連携と併せた業務体制を再構築する。</li> <li>・職員の税務研修の積極的な参加により職員の資質向上を図り、総合的な業務遂行能力の引き上げに努力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度分の課税により判明した問題点等について、引き続き共同化システム先進導入団体に対して調査・研究を行い、更なる合理的で正確な賦課を目指して、業務手順の充実を図る。</li> <li>・職員の資質向上については、京都府の初任者研修や税務署の確定申告研修を始め、全国市町村国際文化研修所や日本経営協会等が実施する研修に計画的に参加できるよう努めるとともに、日々の課題の解消を図るため係内会議等を実施し、職員の資質の向上を図るため研鑽を積んでいく。</li> </ul> <p>これらにより、市民税賦課業務体制の確立を推進する。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ基幹系業務支援システムを使用している市町村を招集し、住民税実務担当者会議を木津川市で開催した。その結果、各市町村の賦課業務体制を把握でき、様々な問題点を協議できた事で、成果は得られた（9月）。</li> <li>・係内会議を定期的開催し、日々問題点の解消を図り、確定申告に向けて体制の強化が図れた（10月～）。</li> <li>・本年度分の課税により判明した問題点等について、正確な賦課及び業務手順の充実を図る為に、基幹系業務支援システムの操作作業における再検証作業をKKCと行った（10月）。</li> <li>・必要となるシステムについて他市町村への調査・研究や視察、更に、スキルの向上となる研修への積極的な参加ができた。</li> </ul>

<p>2</p>	<p><b>業務の効率化・適正化に向けた検討（資産税係）</b></p> <p>・家屋「比準方式」評価方法の基準策定に向け、研究を行う。</p> <p>現在、新・増築家屋においては部分別評価を基本としているが、今後新・増築家屋評価の増加が見込まれるため、比準評価による方が事務の簡素化・効率化を図れる場合（一団の一戸建て住宅が建築された場合等）に対応するため、年度内に一定のデータ収集と検証を行い、その手法について取りまとめる。</p> <p>・共有名義の固定資産税における共有者すべてに納税通知を送付するべくデータ整備を行う。</p> <p>現在、共有の代表者のみに送付している納税通知書について今後すべてに送付できるよう共有者の住所・氏名・持分割合等のデータを整備する。</p> <p>・「死亡者課税」対策に向けた取り組みの実施</p> <p>現在、年1回納税義務者の死亡に対し、相続人代表届の通知をしてい</p>	<p>・比準評価については、比準評価対象家屋の用途、種類等の絞込みや標準家屋の選定基準の策定、比準評価の事務の流れなど、比準評価事務取扱要項の作成に向け、素案をまとめる。</p> <p>また、部分別評価と比準評価では、税額ベースでどれほどの差がでるのか、評価済み家屋データからサンプルを抽出して検証を行う。</p> <p>・共有者データの整備については、前年度から継続して約4,200件のうち未整備の1,300件について順次調査し、登録整備していく。</p> <p>・「死亡者課税」対策については、年1回の通知を2～3回に分散し、こまめに対応できるよう計画を見直し、未提出者には催告等も</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>△</p> <p>△</p>	<p>・検証で得られたデータ、近隣自治体の状況を参考に、係内事務担当者で協議して「比準評価事務取扱要項」を作成した。</p> <p>平成25年度から比準評価を実施する。</p> <p>・市内5つの地域をサンプルとして抽出し検証を行い、比準評価事務取扱要項の素案作成のための有効なデータを得られた。</p> <p>・前年度から残された1,300件については、調査等が必要なものも多く、時間を要したことから200件の整備にとどまった。</p> <p>残りの1,100件について、引き続き調査し、平成25年度中に登録整備を完了する。</p> <p>・8月に第1回目、10月に第2回目の通知を実施し、未回収分についても把握整理した。</p> <p>・しかしながら、1月に予定していた第3回目の通知については、送付先を特定するための調査等が必要で時間を要したことから、実施時期が遅れ、4月の当初納付</p>
----------	---	---	-------------------------------------	--

	<p>るが、時期的な問題もあり全件回収できず、死亡者課税となってしまうケースもあるため、対策を検討する必要がある。</p>	<p>検討し次年度課税に向け未然に防ぐ対応をとる。</p>	<p>書に同封して通知を行うこととなった。 今後も引き続き、死亡者課税を未然に防ぐための策を講じていく。</p>
--	---	-------------------------------	--

※達成状況の欄は、目標以上に達成した場合は◎、目標どおり概ね達成した場合は○、目標が未達成の場合は△を記入すること。